

議員提出議案第5号

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第
13条の規定により提出いたします。

平成20年9月11日

川崎市議会議長 楠 木 茂 哉 様

提出者 川崎市議会議員 嶋 崎 嘉 夫

” 潮 田 智 信

” 小 林 貴美子

” 竹 間 幸 一

” 宮 原 春 夫

” 矢 沢 博 孝

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例
川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定するものである。